

## 大桑村認知症安心サポートネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症等により帰宅困難となる可能性のある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）が行方不明になったときに、地域の支援を得て早期に発見できるよう支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 村長は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 認知症高齢者等の把握
- (2) 認知症高齢者等の見守りの推進とその家族への支援
- (3) 認知症高齢者等が行方不明となったときの搜索協力
- (4) 緊急連絡体制及び支援体制の構築
- (5) 本事業の普及啓発

2 この事業の実施主体は、村とする。ただし、事業の全部又は一部について、村長が適当と認める者に委託することができる。

### (認知症安心サポートネットワーク)

第3条 村長は、地域による支援を円滑に実施するため、木曾警察署、木曾広域消防本部、大桑村消防団等（以下「関係機関」という。）、民間事業所、個人等（以下「協力機関」という。）と連携して認知症高齢者等の搜索を行うため、大桑村認知症安心サポートネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構築するものとする。

- 2 村長はネットワークの連携を図るため、必要に応じて会議を開催することができる。
- 3 ネットワークの事務局は、福祉健康課に置くものとする。

### (登録制度)

第4条 村長は行方不明となった認知症高齢者等の搜索に利用するため、事前に認知症高齢者等の情報を名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 村内の認知症高齢者等の家族、当該認知症高齢者等が入所している施設の職員その他の関係者で前項の規定による登録をしようとする者は、ネットワーク登録申請書（様式第1号）により村長に申請するものとする。
- 3 前項の規定による申請は、当該認知症高齢者等の同意を得て行うものとする。ただし、本人の同意を得ることが困難であるとき、又は緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。
- 4 登録の申請をした者その他関係者は、登録事項に変更が生じたとき、又は登録の抹消を希望するときは、速やかにネットワーク登録変更（抹消）届（様式第2号）を村長に提出するものとする。

### (協力機関)

第5条 認知症高齢者等の発見、保護及び情報提供に協力する協力機関として登録しようとする者又は登録事項に変更が生じた者は、ネットワーク協力機関登録（変更）届（様式第3号）を村長に提出するものとする。

- 2 協力機関は、主な役割として、通常業務の範囲内で認知症高齢者等の発見、保護及び情報提供に協力し、認知症高齢者等を発見し、又は保護したときは、本村へ連絡を行うものとする。

3 協力機関は、登録の抹消を希望するときは、速やかにネットワーク協力機関抹消届（様式第4号）を村長に提出するものとする。

（捜索協力の依頼）

第6条 登録の申請をした者その他関係者は登録者名簿に登録した者が行方不明となった場合は、村長に捜索協力を依頼することができる。

2 村長は、前項の規定により依頼を受けた場合は、認知症高齢者等捜索協力依頼（解除）通知書（様式第5号）により関係機関、協力機関に通知し、登録者の捜索活動への協力依頼を行うものとする。

3 村長は、登録者が発見又は保護されたときは、捜索協力依頼（解除）通知書により、協力依頼を行った関係機関、協力機関に捜索協力依頼の解除を連絡するものとする。

4 登録者でない者について、警察署から捜索活動の支援要請があったときは、村長は、前3項の規定の例により対応するものとする。

（個人情報保護）

第7条 関係機関、協力機関その他事業に携わる者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。